

「コンベンション開催支援補助金」の創設について

- 事業期間

令和5年5月8日（月）から令和6年1月31日（水）まで

※予算が無くなり次第終了

- 事業概要

企業・各種団体が主催するコンベンション（会議、大会・学会、企業ミーティング、展示会・見本市）のうち、次の要件に該当するものについて補助を実施

① 市内のホテル・旅館の会議室・広間等を20人以上で利用

② ①に該当し、かつ参加者のうち市内での延べ宿泊数が20泊以上

※興行・営利及び宗教・政治活動を目的とするもの、国又は地方公共団体が主催するもの等を除く

- 補助対象者

コンベンションの主催者

- 補助対象経費及び補助金額

① コンベンション会場（控室、機器・備品使用料等含む）：使用料の半額

② 宿泊費（室料のみ）：参加者1人1泊につき1,500円（会議日の前日又は当日の宿泊に限る）

※補助上限額は①と②の合計で100万円

- 予算

1億円（国費を活用した専決処分）

- その他

「とよた宿割」を適用した宿泊も、補助金の対象となります。